

理事長・学長決定

第22章 利益及び責務の相反の防止

22.1 基本方針

沖縄科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の教員、アカデミック・スタッフ及び事務職員、並びに本学役員及びシニアレベル・エグゼクティブ（上級幹部職）（以下「役職員」という。）は、本学の役職員としての職務に加えて、学外の委員会（コミッティ、コミッション、パネル）及び理事会等の構成員を務めることが多くあります。より企業家的な活動として、個人的なコンサルティング又はその他のビジネス活動に従事する役職員もいます。また、本学の役職員は、種々の社会活動、コミュニティ活動及び政治活動を支援することもあります。さらには、本学の職務を遂行する上で、取引業者、研究の委託者、資金提供者、及びその他の本学に貢献・支援する人々との関わりを持つこともあります。

本学は、そうした活動及び協力関係の構築を奨励する方針をとっています。しかしながら、利益又は責務の相反が生じないように注意しなければなりません。本方針で取り扱う事項は、本学にとって非常に重要なものです。本学のコミュニティのメンバーは、それぞれ、利益の相反を避け、防ぐとともに、不適切と見なされるような状態が生じないように対策を講ずる責任があります。

利益の相反に関する審査及び最終的な決定は、チーフ・オペレーティング・オフィサー（Chief Operating Officer）（以下「COO」という。）が行います。統括弁護士、最高コンプライアンス責任者（Chief Compliance Officer）（以下「CCO」という。）、及び教員担当学監が指名する教員2名の計4名から構成される委員会（利益相反審査委員会）が事実関係を調査し、COO に対し調査結果の報告及び提言を行った上で、COO が決定を行います。原則として、利益の相反の判断は、事柄の性格、意図、又はその役職員の行動に基づいて行われるのではなく、その状況からどのような結果が導かれる可能性があるかということに基づいて行われます。しかしながら、役職員が22章（本章）の方針及びルールを故意に無視し、又は意図的に反する行為をとった場合、当該役職員は重い制裁措置や解雇の可能性を含む懲戒処分の対象となります。[23章「不正行為及び内部告発者保護」](#)についても参照してください。

以下の方針（並びに関連する[ルール](#)及び[手続き](#)）は、本学の全ての役職員が職務を遂行する上での指針とするべきものです。

22.1.1 責務の相反

本学の教員及びその他の役職員は、本学及びそのミッションに対して、第一義的な責務を有しており、学外の活動及び職務に要する時間、労力、又はそれらに払う注意が、本学における責務を十分に履行する上での妨げになるようなものであってはならないということを本学の方針とします。（[22.8.1章](#)）

22.1.2 組織的な利益の相反

本学の研究、教育、アウトリーチ、及びその他の活動が、学外の事業体との組織的な関係によって損なわれ、又はバイアス（偏り）が生じているように認識されることがあってはなりません。そのような利益の相反の存在（や存在するように受け取られる状態）は、本学の業務の検討や実施に際して、バイアスをもたらしたり、バイアスが潜在するという不信感を生じさせたりする可能性があります。そのような利益の相反を引き起こす可能性のある状況は、開示し、審査を受け、利益又は責務の相反が存在する場合にはその状態を解消しなければならないことを本学の方針とします。これは、本学のミッション、責務又は価値観と矛盾する判断、選択又は行動を防ぐために必要となるものです。（[22.8.5章](#)）

22.1.3 個人的な利益の相反

職員の個人的な利益とその職員の本学における職務上の責務が相反し、第三者から見て、当該職員の職務上の行動又は判断が、金銭面やその他の個人的利益を考慮して行われているのではないかという合理的な疑問が持たれる場合、「個人的な利益の相反」の問題が生じます。利益の相反をもたらす可能性のある状況が生じたときは、速やかにその状況を開示し、担当部署による審査を受けなければならないことを本学の方針とします。利益若しくは責務の相反が実際に生じている、又は生じていると認識される場合には、その関係を解消し、又は行動を取りやめなければならないとします。（[22.8.4章](#)）

22.1.3.1 「関係者」の採用

本学は、教員については、個々の採用前に国際的なサーチを行い、採用可能な最も優れた教育者及び学識者と判断された者を採用することを方針とします（[3章](#)）。同様に、本学は、アカデミック・スタッフ及び事務職員についても、競争的なプロセ

スを経て採用可能な最も適性のある者を採用することを方針とします ([31.3.2 章](#))。本学の職の近親者、ビジネス・パートナー、及び親しい友人などの「[関係者](#)」を採用することについては、それがいかなる職であろうと、双方がそれぞれの職の採用基準を満たす限り、制約はありません。しかしながら、教員その他の全ての役職員は、「関係者」の採用、再雇用、テニユア（教員の場合）、昇進、給与、その他の「関係者」の地位や利益に関する決定について、決議への参加、推薦、その他いかなる方法でも関与してはなりません。また、「関係者」の所属長となることもできません。

22.1.3.2 「関係者」とのビジネス

本学の役職員は、近親者、ビジネス・パートナー、及び親しい友人などの「[関係者](#)」と本学の業務に関する取引を行ってはなりません。また、役職員は「関係者」が深く関与している機関との間で本学の業務に関する取引を行ってはなりません。役職員は、本学の名義にて、「関係者」が所有する不動産を賃貸又は購入をしてはなりません。

22.1.3.3 入学者選抜に関する「個人的な利益の相反」

入学者選抜に関わる教員には、利益の相反が生じる場合があります。そうしたケースに関する方針、ルール及び手続きについては、[5章の研究科ハンドブック](#)に記載されています。

22.1.4 コンサルティング及びその他のビジネス、商取引又は金銭的關係

本学は、教員及びその他の専門的な職務に従事する役職員が、他の個人、事業体、他大学、コミュニティ等に対してコンサルティングやその他のサービスを提供する等の企業家的活動を行うことによって専門的知見を発揮することは良いことであり、有益だと考えます。しかしながら、役職員は、商業的な活動には、（本学及び当該営利事業体の機密情報を入手することに伴って生じる利益の相反が潜在し、いずれかの側の適切な意思決定に影響を与える可能性があることに留意する必要があります。そのような状況が生じたときは、速やかにその状況を開示し、担当部署による審査を受けなければならないことを本学の方針とします。利益若しくは責務の相反が実際に生じている、又は生じていると認識される場合には、その関係を解消し、又は行動を取りやめなければなりません。

22.1.4.1 役職員は、本学における職務の妨げになるような学外のビジネス活動に従事することはできません。通常、教員に対しては、そうした学外の活動に携わるための休暇が付与されています（[3章](#)）。教員以外の役職員がそうした活動を行う場合には、勤務時間外又は有給休暇等を利用するなど、[兼業規則](#)に従って、事前に許可を得る必要があります（[33章](#)）。

22.1.5 学外のプロフェッショナル活動

本学の方針として、役職員が学外のコミッティ、コミッション、アドバイザリー・ボード、役員会、タスクフォース、及びその他の同様な団体や協会等への参加を通じて、社会全体へ貢献することを奨励しています。一方で、学外の個人的活動への[大学資源の使用](#)を含め、潜在する利益又は責務の相反、及びその他の懸念される状況を発見し、防ぐために、本学は、全てのそのような学外活動について開示を求め、審査することを方針とします。

22.1.6 政治活動

本学は全ての役職員が、許容される範囲内の国及び地方の政治活動に最大限参加することを奨励していますが、本学の方針として、役職員がその活動について本学の支持を受けていると主張したり、そのようにほめかしたりすることを禁止します（[15章](#)）。同様に、本人の勤務時間や他の役職員の勤務時間を含む本学のリソースを個人的な政治活動のために使用することを本学の方針として禁止します（[21章](#)）。また、役職員が外部の政治活動に要する時間、労力、又はそれに払う注意が本学における責務の満足な履行の妨げとならないよう、「[責務の相反](#)」の方針にも留意する必要があります。

22.1.6.1 容認される政治活動

公職への立候補については、事前承認は必要としないものの、本学の方針として、役職員が公職への立候補又は公職の任命を受けることを検討している場合には、当該役職員は所属長に相談し、潜在する利益の相反や業務への影響について検討しなければならないこととします。

22.1.6.2 禁止及び制限される政治活動

本学の役職員が、国及び地方自治体の職員の決定に対して不適切な形で影響を与えないこと、そして、本学の役職員が国及び地方自治体の職員の決定に対して不適切な形で影響を与えよう

としているかのようにとらえられる行動を慎むことを本学の方針とします。

22.2 利益の相反の例

本学の全ての役職員が、利益及び責務の相反を認識し、開示し、その発生を防ぐことは極めて重要です。利益の相反が生じ得る事例は多様で、数限りなくありますが、ここにいくつか例示します。

22.2.1 民間スポンサーからの多大なギフト

本学の研究に対する民間のスポンサーからの多大な[ギフト](#)は、本学の研究プログラムへの当該企業の影響やその管理体制への疑念を引き起こす可能性があります。また、特定の企業が多数の教員の研究に資金提供したり、多数の教員に多額のコンサルティング料を支払ったりする場合にも同様の懸念が生じます。

22.2.1.1 技術ライセンスに係る便宜又は知的財産に係る優先権の付与等と引き換えとしてのギフト又はギフトの約束は利益の相反を生みます。

22.2.1.2 収益の一部を本学に寄附することとしている同窓生のベンチャー基金は、利益の相反の状況を生むものでないか（利益相反が実際に存在する場合も、それが存在すると見なされる場合も含みます。）慎重に精査されなければなりません。

22.2.2 「経済的利益」のある事業体からの物品及びサービスの購入

本学の研究のスポンサーである、又は本学から技術のライセンスを受ける、又は本学の活動及び取組に大きな資金提供等の貢献をする事業体から、物品及びサービスを購入することは、利益の相反を生む状況に至る可能性があり、慎重に精査及び評価されなければなりません。その結果、そうした取引を進めることとなった場合には、その根拠を記した書面が必要となります。

22.2.3 外部からのギフトや優遇

本学の取引先、又は取引を希望している相手から、本学の役職員に対し[ギフト](#)（受け手の個人的利益となるあらゆるもの）の申し出があることがあります。その範囲は幅広く、菓子折り、役職員への食事の提供からリゾート地への招待旅行（例えば、「講演のため」とされる旅行）といったものまでが考えられます。研究スポンサー及び取引業者から、法外な謝金、過剰な講演料、贅沢な出張及び宿泊手配、高額な機器のギフト、

又はその他の豪華な待遇が提示される可能性があり、これらは、多くの場合、役職員の本学における活動を「支援するもの」として提供されま
す。こうした優遇は利益の相反を生むものであり、容認されません。
ただし、ポケットティッシュ、カレンダー、メモパッド、ボールペン、
研究資材の試供品など、社会通念上、「広く一般に配布するための宣伝
用物品又は記念品」とみなされるものは、受け取ることができます。

22.2.3.1 利益相反関係のない国内外の大学又は研究機関から
1件5,000円以下のギフトや謝礼を受けることは可能です。ただ
し、5,000円を超える飲食等のギフトや謝礼は、COOに「[贈与等
報告書](#)」を提出してください。

22.2.4 本学のテクノロジーのライセンスに伴う「経済的利益」

本学では、本学における発明を権利化し、営利事業体に対してライセン
スを付与するプログラムを積極的に進めています（[14章](#)）。多くの場
合、こうしたライセンスに基づく製品開発の成功や、時にはその事業体
の発展自体によって、本学は「経済的利益」を得ることになります。こ
うした「経済的利益」が研究、教育又はその他の活動に関する意思決定
に影響を与える可能性が生じてくる場合、懸念事項となります。例えば、
個々の研究者には個人的な利害関係が存在しなくとも、ライセンスを
与えた技術に基づく開発の成功により本学が経済的に利益を得るとい
うことを知ることによって、関連する研究、研究目的、成果の普及及び競合
するプロジェクト間における本学のリソースの配分に影響が出る可能性
があります。ライセンスを受けた者（ライセンシー）が本学の研究のス
ポンサーである場合には、利益の相反の可能性は高くなります。そのよ
うな場合には、ライセンスに付随する本学の「経済的利益」によって、
資金提供を受けている研究の条件又は実施に関わる意思決定に影響が
出る可能性があります。

22.2.4.1 新規設立企業の株式の保有。新規に設立する企業に
対し、ライセンスを与える場合において、ライセンス料又はロ
イヤリティを減免する代わりに本学が当該企業の株式を受け取
ることも考えられます。財政的観点からは、株式の保有による
潜在的利益が、ロイヤリティのみのライセンスから見込まれる
利益を大きく上回る可能性もあります。大きな利益の可能性、
及び、それが何らかの製品がマーケットに出るずっと前から得
られる可能性があることと認識されることによって、本学の保有す
る株の価値に影響を与えうる本学の研究について、意思決定が
影響される、又は影響されるように受け取られる可能性が高ま

ります。こうした契約は全て開示され、「経済的利益」を得る可能性によって、研究に関わる本学の意思決定が影響されていないことを確実にするよう、慎重に精査されなければなりません。

22.2.4.2 教員による起業の支援を専門とする本学の役職員の活動（例えば、起業間もない企業との財務関係の仲介）は、大学にとって特別な形の外部との接触となり、「組織的な利益の相反」が生じていると受け取られる状況につながることがあります。利益の相反を防ぐために、これらの活動が報告され、継続的にモニタリングされることが重要となります。

22.2.5 民間スポンサーとの基本協定

研究の強みが知られることによって、民間の事業体から、特定の分野における研究に対する長期的な資金提供の申し出を受ける場合があります。このような資金提供は多くの場合、基本協定に基づいて行われるものであり、それがスポンサーとなる企業側に便宜が図られることを意図するものである可能性があります。不適切な便宜供与又はその他の利益の相反を防ぐために、そのような協定は、当該協定の実施に関与しない者によって慎重に審査されなければなりません。

22.2.6 アドバイザリー・コミッティへの参加及び営利事業体との連携協定

連携協定の締結、アドバイザリー・コミッティや研究評価パネルへの参加、及びその他の委員会等への参加によって、研究成果を特別に入手できる立場となることがあります。そのような連携及びその根拠となる契約又は協定等については、利益の相反を招く、又は利益の相反が存在するかのよう受け取られる条件が含まれないよう慎重に精査されなければなりません。

22.2.7 人を対象とする研究

本学は人を対象とする研究の被験者に対し特別な責任を負っており、被験者に対する基本的な義務が金銭的關係によって影響されることがあってはなりません。このため、こうした研究は慎重に精査され、利益の相反が存在しているように受け取られることすら無いようにしなければなりません。その他、人を対象とする研究に関係する事項については、[13章](#)を参照して下さい。

22.2.8 非公開情報へのアクセス

本学の理事、評議員、及びその他の役職員は、本学における責務及び職務を果たすうえで、新たな技術及び画期的な発明に関する情報を他より早く知る可能性があります。同時に、これらの者が、大規模な寄付を行うことや、技術のライセンスを受けること、又は本学の研究のスポンサーになること等を検討している企業の経営に携わる立場であったり、役員会の一員であったりすることがあります。こうした情報を個人の利益のために使用することは倫理的問題及び利益の相反を生むものです。本学の役職員として入手した情報を個人的な目的で使用することは禁止されています。

22.3 ルール

本学の職務に従事し、又は本学を代表して業務を行う者は、その業務を遂行する上で、利益及び責務の相反の発生を防止し、利益の相反が存在しているように受け取られることがないようにしなければなりません。

22.3.1 年次開示

利益の相反を生じさせる可能性のある状況の評価を促進するため、学外の活動及び責務について、毎年、全ての役職員に書面による公式な開示が求められます。全ての役職員は、年次の「外部活動に関する利益相反開示書」の様式に適時に記入し、COO に提出しなければなりません。

22.3.2 即時の開示義務

年次の開示書の提出後に、「利益又は責務の相反」について疑問が生じる状況が生じた場合には、その職員は当該状況を直ちに、本学役員及びシニアレベル・エグゼクティブ（上級幹部職）についてはコンプライアンスセクションの担当者に、教員及びアカデミック・スタッフについては教員担当学監オフィスの担当者に、それ以外の役職員についてはコンプライアンスセクションの担当者に通知しなければなりません。

22.3.3 教員及びアカデミック・スタッフに求められる追加の特別開示

22.3.3.1 教員及びアカデミック・スタッフは、学術的情報の自由な交換に影響を及ぼしかねない学外の義務について教員、学生及び同僚へ通知しつつ、学術的活動の成果に関するオープンかつ時宜を得た交換を促進しなければなりません。

22.3.3.2 教員及びアカデミック・スタッフは、本学での活動を通して、又は本学のリソースを活用（軽微な使用を除く）して開発又は発見した全ての潜在的な特許取得可能性のある発明を、適時に開示しなければなりません。財源にかかわらず、このような発明の所有権は本学に帰属します。開発者は獲得したロイヤルティを共有しなければなりません。

22.3.3.3 教員担当学監オフィスへの開示に加えて、教員及びアカデミック・スタッフは、所属長又は実施する研究の主任研究者に、自身（又は「[関係者](#)」）が、本学に資金提供をしている、又は本学と調達若しくは技術ライセンスの関係がある外部の事業体との間に、コンサルティングに関する契約関係、重大な「経済的利益」、又は雇用関係がないかについて、書面で開示しなければなりません。

22.3.3.4 教員又はアカデミック・スタッフの客観性が利益の相反によって損なわれているという合理的な疑問が生じる状況においては、影響を受けた役職員は、検討及び適切な対処の決定のため、教員担当学監オフィスに通知しなければなりません。

22.3.4 政治活動

本学の役職員が、政治活動、選挙運動、又は選挙運動のチラシ等において、本学の名称又はマークを使用することはできません（[15章](#)）。また、本学からの支持をほのめかすことや、本学のリソースを使用することはできません。選挙運動中や資金調達中、又は公職にある役職員は[大学資源（設備、サービス、施設、資産、及び本人又は他の役職員の勤務時間）の使用に関する本学の方針](#)を順守しなければなりません。

22.3.4.1 公職への立候補。 選挙運動や公職に就くことが、勤務すべき時間を含め、本学でのその役職員の責務遂行の深刻な妨げとなる、又は責務遂行との間に相反が生じる場合は、所属長との協議が必須です。協議は次の点に焦点を当てて行う必要があります。(1) 当該役職員が不在となる頻度及び/又は当該役職員の立候補に関連する活動が通常 of 責務の遂行の支障となる程度、(2) 当該役職員の責務の一部が、一時的に果たされないことが当該役職員の所属する部署又は研究ユニットに多大な負担を与えずに合理的に対応が可能かどうか、(3) 当該役職員の不在に最も効果的に対処する方法

22.3.5 関係者

22.3.5.1 全ての役職員は、「[関係者](#)」の採用、再雇用、テニユア（教員の場合）、昇進、給与、その他の「関係者」の地位や利益に関する決定について、決議への参加、推薦、その他いかなる方法でも関与してはなりません。また、「関係者」の所属長となることもできません。

22.3.5.2 本学の役職員は、「[関係者](#)」が所有又は経営する取引業者との間で、本学の業務に関する取引を行うことはできません。

22.3.5.3 本学の役職員は「[関係者](#)」が深く関与している企業等と、本学の業務に関する取引を行うことはできません。

22.3.5.4 本学は本学の役職員又はその「[関係者](#)」が所有している不動産を賃貸又は購入することはできません。

22.3.6 謝礼及び便宜の供与

本学の役職員は、取引先又は取引を希望している相手から、その程度に関わらず、ギフト、旅行、食事、又はその他同種の便宜の供与を受けてはなりません。これは研究のスポンサーや取引業者においても同様です。

22.3.7 本学が「経済的利益」を持つ事業体からの購入

本学の研究のスポンサー、本学の技術のライセンシー、又は本学の活動に対する主要な寄付者である事業体から、物品及び役務の調達を行うには副学長（財務担当）による審査及び事前承認が必要です。

22.3.8 知的財産のライセンス、受託研究の基本協定、営利事業体との研究提携

知的財産のライセンス契約、民間スポンサーとの基本協定、又は研究への特別なアクセスを提供するその他全ての契約（アドバイザー・パネル、提携協定、外部委員会による審査、及び同種の研究関連の契約）については、その締結に先立ち、統括弁護士による利益の相反についての審査が必要です。

22.3.9 機密、業務上の機密、及び非公開（内部）情報

本学の役職員として入手する機密情報、ビジネス上の秘密情報、及び非公開情報又は類似の内部情報を個人的な目的で使用することは禁止されています。

22.4 責務

22.4.1 全ての役職員

全ての役職員は、[22.1](#)の定める方針を順守し、[22.3](#)の定める全てのルールに従わなければなりません。

22.4.1.1 全ての役職員は、毎年「外部活動に関する利益相反開示書」の様式に記入し提出しなければなりません。

22.4.1.2 全ての役職員は、新たな利益相反があれば直ちに開示し、所属長と相談するとともに、教員及びアカデミック・スタッフについては教員担当学監オフィスに、その他の役職員についてはコンプライアンスセクションに連絡しなければなりません。

22.4.2 全ての所属長

全ての所属長は、本章の内容について、役職員に周知しなければなりません。

22.4.2.1 全ての所属長は、取引業者やスポンサーからのギフト・便宜の供与、「[関係者](#)」が関与する雇用や取引、内部情報の使用、研究スポンサーからの物品やサービスの購入、及び「[関係者](#)」の雇用や「[関係者](#)」からの購入に関して、役職員の行いについてモニタリングしなければなりません。

22.4.3 公職へ立候補する全てのレベルの役職員

全ての役職員は、公職へ立候補する際には所属長に報告しなければなりません。

22.4.4 アカデミック・スタッフ及び教員

アカデミック・スタッフと教員は [22.3.3](#) に定められている追加の開示を行わなければなりません。

22.4.5 教員担当学監及び C00

教員担当学監は教員及びアカデミック・スタッフに対して、また、C00はそれ以外の役職員に対して、情報開示及び利益の相反に係る報告義務が順守されるよう、手順を定め、開示された状況について第一次の審査を行い、利益又は責務の相反が生じ得ると認めるときは、最終審査のため利益相反審査委員会に事実関係の調査を依頼します。

22.4.6 C00

C00は、統括弁護士、CC0及び教員2人で構成される「利益相反審査委員会」を設置し、同委員会に対しスタッフを配置しなければなりません。また、C00は、同委員会の報告及び提言を受け、利益又は責務の相反に関し、適切な措置を決定し、本学役員及びシニアレベル・エグゼクティブ（幹部職員）に対して、年次の情報開示及び利益の相反に係る報告義務が順守されるよう、手順を定め、開示された状況について審査を行います。必要があると認めるときは学長及び理事会に報告します。

22.4.7 利益相反審査委員会

C00 オフィスに置かれた「利益相反審査委員会」（統括弁護士、CC0及び教員担当学監が指名する教員2人）は、事実関係を調査し、C00の決定に資するため、調査結果の報告及び提言を行います。

22.4.8 統括弁護士

統括弁護士は、C00が設置する「利益相反審査委員会」への参加に加え、研究関連の契約及び協定を審査し、容認できない特別な条項及びその他潜在的な利益の相反の有無を確認しなければなりません。

22.5 手続き

22.5.1 年次開示プロセス

22.5.1.1 教員、事務職員、他の役職員

22.5.1.2 本学役員、その他のシニアレベル・エグゼクティブ
(上級幹部職)

22.5.2 即時の開示プロセス - 新たに生じる相反

22.5.3 アカデミック・スタッフの特別開示

22.6 様式

[外部活動に関する利益相反開示書](#)

教員及びアカデミック・スタッフによる特別開示
兼業申請／許可書

22.7 連絡先

22.7.1 本方針の所管

C00、C00 及び教員担当学監

22.7.2 その他連絡先

教員担当学監オフィス
コンプライアンスセクション

22.8 定義

22.8.1 責務の相反

役職員の学外の活動及び職務に多大な時間、労力、若しくは注意を払うことを要し、又は消費し、本学での職務遂行に悪影響を及ぼす場合、「責務の相反」が存在します。

22.8.2 経済的利益

「経済的利益」は、ある決定の結果、実際にもたらされる、又は予測される経済的利益（軽微なものを除く）のことをいいます。

22.8.3 ギフト

本章において「ギフト」とは、研究に対する資金提供を含む本学との取引を行う者又は取引を希望する者によって提供される謝礼、便宜、割引、歓待、もてなし、ローン、恩恵、サービス、トレーニング、送迎、宿泊、食事、又はその他の受け手に個人的利益をもたらすものを指します。本学の役職員の家族へのギフト、又は家族以外の者と本学の役職員との関係に基づき提供される当該家族以外の者へのギフトは、それが本学の役職員の認知及び黙認の下で提供され、本学の役職員がそのギフトが受け手の本学での立場に基づいて贈与されたと信ずるに足る理由がある場合には、本章における「ギフト」とみなされます。本章で使用される「ギフト」という用語は、本学に対して行われた [7章の資金調達](#) に記載された寄付（出資、献金、遺贈）を含みません。

22.8.4 個人的な利益の相反

役職員の個人的な利益とその役職員の本学における職務上の責務が相反し、第三者から見てその個人の職務上の行動又は判断が金銭面やその他の個人的利益を考慮して行われているのではないかという合理的な疑問が持たれる場合、「個人的な利益の相反」が存在します。「個人的な利益の相反」は個々の性質や行動ではなく、状況によって判断されます。

22.8.5 組織的な利益の相反

「組織的な利益の相反」は、本学、本学役員、シニアレベル・エグゼクティブ（上級幹部職）、理事会の構成員、研究科、部署、その他の内部組織、又は関連する基金若しくは組織が、本学のプロジェクト、研究、商取引において本学に「経済的利益」がある組織と関係があるか、又はその組織との間に「経済的利益」を有する場合に生じる可能性があります。本学役員、シニアレベル・エグゼクティブ（上級幹部職）又は理事会の構成員が、本学と重要な商取引がある組織の理事又は重役に就く（又はその他の職務上の関係にある）場合、利益相反が起こる可能性があります。そのような相反の存在（又は存在するように受け取られる状態）は、本学での研究のレビューや実施においてバイアスをもたらしたり、又はバイアスが潜在するという疑念を生じさせる可能性があります。評価や管理が行われない場合、本学のミッション、義務若しくは価値と一致しない選択又は行動が取られかねません。

22.8.6 関係者

本方針及び章において、「関係者」は役職員の近親者（両親、兄弟姉妹、配偶者、子、三親等以内の親族）や同居者、親しい友人、及びビジネスパートナーシップ又は提携関係にある者を含みますがそれに限定されません。

22.8.7 本学役員

本章において本学役員とは次の職にある者をいいます。

- 理事長・学長
- 副理事長
- 監事

22.8.8 シニアレベル・エグゼクティブ（上級幹部職）

シニアレベル・エグゼクティブ（上級幹部職）とはPRP[30.2.2.1.1](#)に規定される職員をいいます。

- 首席副学長
- プロボスト
- COO
- 副学長
- ディーン（教員担当学監、研究科長を含む。）
- 統括弁護士
- その他理事長・学長が指定する者

22.8.9 アカデミック・スタッフ

本章においてアカデミック・スタッフとは次の職にある者をいいます。

- 研究員
- 特別研究員（リサーチ・サイエンティスト）
- 研究ユニットに所属する技術員
- その他本学の学術的な及び/又は科学的な活動に関する職